

## 令和4年度つくばスマートシティ協議会定時総会 議事録

総会の決議があった日	令和4年7月15日
総会の決議があった事項の提案をした者	会長 五十嵐 立青
議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	会長 五十嵐 立青
議決権を行使することができる会員の数	78者
議決権を行使することができる会員の議決権の数	78個

### 報告事項

報告第1号 つくばスーパーサイエンスシティ構想について

### 審議事項

- 第1号議案 規約の改正について
- 第2号議案 令和3年度事業報告及び決算について
- 第3号議案 令和4年度事業計画及び予算について
- 第4号議案 理事及び監事の選任について

議長（会長 五十嵐 立青）は、規約第14条第1項に規定する議決に必要な定足数に達したことを確認したのち、午前11時00分開会を宣し、議事に入った。

報告第1号 「つくばスーパーサイエンスシティ構想について」

筑波大学鈴木健嗣教授から「つくばスーパーサイエンスシティ構想」について報告があった。

第1号議案 「規約の改正について」

事務局長より配布資料に沿って説明。

事務局長より、書面により議決権の行使があった会員から本議案について次のとおり意見があったことについて説明。

第1号議案（会費について）及び第3号議案（予算について）に関して、協議会会費はあくまで「つくばスマートシティ協議会」という組織体の維持・運営の費用を賄うべきものであって、個別プロジェクトとしての「データ連携基盤の運用費」とは切り離すべきであって、会費からの流用は基本的には望ましくないと考えます。今後は、国からスーパーシティ関連の予算枠を策定していただけるよう働きかけつつ、その予算獲得を目指すなどの取り組みが会費徴収に先立ってあるいは並行してご検討いただければ幸甚です。

その他意見及び質疑がなかったため、議長が本議案について賛否を諮ったところ、賛成多数と認められた。また、欠席により書面により議決権を行使した会員についても賛成多数であったことから、本議案は承認可決された。

第2号議案 「令和3年度事業報告及び決算について」

事務局長より配布資料に沿って説明。

説明後、意見及び質疑がなかったため、議長が本議案について賛否を諮ったところ、賛成多数と認められた。また、欠席により書面により議決権を行使した会員についても賛成多数であったことから、本議案は承認可決された。

第3号議案 「令和4年度事業計画及び予算について」

事務局長より配布資料に沿って説明。

説明後、意見及び質疑がなかったため、議長が本議案について賛否を諮ったところ、賛成多数と認められた。また、欠席により書面により議決権を行使した会員についても賛成多数であったことから、本議案は承認可決された。

第4号議案 「理事及び監事の選任について」

事務局長より配布資料に沿って説明。

説明後、意見及び質疑がなかったため、議長が本議案について賛否を諮ったところ、賛成多数と認められた。また、欠席により書面により議決権を行使した会員についても賛成多数であったことから、本議案は承認可決された。

上記のとおり、総会の決議を行ったので、総会の決議があった事項を明確にするため、本議事録を作成する。

令和4年7月15日

会長 五十嵐立青